

新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本社の移転をはじめとする本社機能施設の立地を促進し、本市産業構造の高度化を図るため、予算の定めるところにより、新潟市内（以下「市内」という。）に本社機能施設を移転又は拡充する企業（以下「企業」という。）に対して、新潟市本社機能施設立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 営利を目的とし、法人格を有する団体であつて、その営む主たる事業が次に掲げる業種に該当しないものをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第3条に規定する許可を要する風俗営業

イ 日本標準産業分類において分類される次に掲げる業種

(ア) 「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち娯楽業

(イ) 「Q 複合サービス事業」のうち郵便局

(ウ) 「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち政治、経済、文化団体、宗教、外国公務

(エ) 「S 公務」に該当する業種

(2) 本社機能施設 事業や業務を管理、統括、運営する事務所、研究所や研究開発施設、又は研修の用に供するための施設その他の建築物をいう。なお、製造機能や営業及び販売機能等は含まない。

(3) 移転 本補助制度の指定申請より前に市内に本社機能施設を有しない企業が、市内に本社機能施設を建設、売買、賃貸借のいずれかにより取得・設置することをいう。

(4) 拡充 本補助制度の指定申請より前に市内に本社機能施設を有する企業が、市内に現に所有する機能と異なる本社機能施設を建設、売買、賃貸借のいずれかにより取得することをいう。

(5) 本社 企業の複数ある事業所のうち、本社機能施設として経営上の業務が集中している事業所であつて、本店について登記している事業所をいう。

(6) 投下固定資産 設置された本社機能施設の土地、建物及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第2号の土地、同条第4号の償却資産をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの（過去に対象固定資産となったものは除く。）をいう。

ア 当該本社機能施設を設置するため新たに取得され、かつ、当該本社機能施設の用に供されることとなった土地

イ 当該本社機能施設を設置するため新たに建築され、又は購入され、かつ、当該本社機能施設の事業の用に供されることとなった建物

ウ 当該本社機能施設の事業の用に供されることとなった償却資産

(7) 設備投資型 本社機能施設の移転又は拡充に要する経費のうち、本補助制度の対象経費として、設備投資にかかる投下固定資産額が主たるものとなる場合のことをいう。

(8) オフィス型 本店の移転に要する経費のうち、本補助制度の補助対象経費として、事業所の賃借に要する費用が主たるものとなる場合のことをいう。

(9) 特定地域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に基づき、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条で定める新潟都心地域をいう。

(10) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。

(11) 小規模事業所 賃貸借契約している床面積が50坪未満の事業所のことをいう。

(12) 大規模事業所 賃貸借契約している床面積が50坪以上の事業所のことをいう。

(13) 新規常用雇用者 本社機能施設の指定を受けた日から起算して3月前から事業開始後5年以内に、本社機能施設の移転又は拡充に伴い新たに常用雇用した本社機能業務に従事する者及び新たに市外から転入した本社機能業務に従事する者（市内に住民票を有する者に限る。）で雇用保険の一般被保険者であるものをいう。

(14) 正規常用雇用者 新規常用雇用者のうち、雇用期間の定めがない継続的な雇用関係（時間給又は日給で契約しているものを除く。）にあり、かつ1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）である労働契約を締結したものをいう。

(15) 新規卒業者等 次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。

ア 補助金交付の申請時において、市内に1年以上住民票を有するものであって、補助金の交付の指定を受けた企業の雇用保険資格取得年月日の前日から起算して3年以内に高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学を卒業した者並びに大学院修士課程を修了し修士号を取得したもの。

イ 補助金の交付の申請をしようとする企業以外の企業で雇用期間に定めのない正規常用雇用者としての勤務経験がないもの。

(16) UIターン者 次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。

ア 補助金交付の申請時において、補助金の交付の指定を受けた企業の雇用保険資格取得年月日の前日から起算して1年前までの期間に新潟県外から市内に住民票を移して転入したもの。

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるもの。

(補助金の交付の指定の基準等)

第3条 補助金の交付の指定を受ける企業は、市税に未納がないものであって、設備投資型又はオフィス型のいずれかを選択するものとする。

2 補助対象経費、指定又は交付要件並びに額及び限度額は、別表第1（設備投資型）及び別表第2（オフィス型）に定めるとおりとする。

3 前項により算定した額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

（補助金の交付の指定の申請）

第4条 前条第1項の設備投資型を選択して、補助金の交付の指定を受けようとする企業は、補助金交付指定申請書（別記様式第1）に次に掲げる書類を添えて、第4項に掲げる期日までに市長に提出するものとする。

（1） 会社概要

（2） 事業計画書

（3） 土地の登記事項証明書

（4） 土地及び建物売買契約書（案）

（状況に応じて建物建築請負契約書（案）又は土地及び建物賃貸借契約書（案））

（5） 土地及び建物の平面図

（6） 法人の登記事項証明書

（7） 最新の決算書（写し）

（8） 新潟市税（以下「市税」という。）の納税証明書

（9） その他市長が必要と認める書類

2 前条第1項のオフィス型を選択して、補助金の交付の指定を受けようとする企業は、補助金交付指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、賃貸借契約日の前日までに市長に提出するものとする。

（1） 会社概要

（2） 事業計画書

（3） 賃貸借契約書（案）

（4） 法人の登記事項証明書

（5） 設備購入費及び移転運搬費の明細書並びに予定価額を明らかにする書類

（6） 最新の決算書（写し）

（7） 市税の納税証明書

（8） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、指定対象事業の内容により必要がないと認めるときは、前各項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。なお、同条第1項及び第2項の申請時において、市内に事業所がなく、市税の課税がないことが推定される企業においては、同条第1項第8号及び第2項第7号に定める書類を省略させることができる。

4 第1項及び第2項に定める補助金交付指定申請書の提出の期日は、下記のとおりとする。

（1） 土地を新たに取得又は賃借する場合は、土地売買契約日又は土地賃貸借契約日の前日

(2) 自社所有地に本社機能施設を建設する場合は、建築請負契約日の前日

(3) 土地及び本社機能施設を賃借する場合は、賃貸借契約日の前日

(補助対象企業の指定)

第5条 市長は、本社機能施設の移転又は拡充を行おうとする企業について、対象期間に係る事業計画が適合するものであると認めるときは、当該企業について補助金を交付することができる企業として指定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項、その他条件を付することができる。

(指定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の指定を行ったときはその指定の内容（指定の条件を付したときは、その指定の内容及び条件）を補助金交付指定通知書（別記様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をした企業に通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条第1項の規定による補助金の交付の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に提出し、その承認又は指示を受けるものとする。

(1) 補助金の交付の指定の対象となった事業（以下「指定対象事業」という。）の内容を著しく変更したとき。

(2) 指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。

(3) 事業を開始、休止し、又は廃止したとき。

2 前項の規定により届出する企業は、指定内容変更届（別記様式第3号）、指定対象事業（休止・廃止）届（別記様式第4号）、事業開始届（別記様式第5号）又は事業（休止・廃止）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 第6条の規定は、第1項第1号の場合について準用する。

(補助金の交付の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助対象企業の指定を受け又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 正当な理由によることなく、事業開始日から起算して10年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。

(4) 補助金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 市税の納付を怠ったとき。

(6) その他、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、指定企業が前項のいずれかに該当するときは、指定取消等通知書（別記様式第7号）により、指定企業に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 第3条第1項に規定する設備投資型を選択した指定企業が補助金の交付を受けようとするときは、次項に掲げる期限までに補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 本社機能施設概要説明書
- （2） 本社機能施設の配置図及び平面図
- （3） 土地及び建物売買契約書（写し）又は土地及び建物賃貸借契約書（写し）
- （4） 土地及び建物の登記事項証明書
- （5） 本社機能施設の建築に係る設計書及び明細書並びに契約書及び領収書（写し）
- （6） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証（写し）及び同法第7条第5項の規定による検査済証（写し）
- （7） 取得した固定資産の明細書及び領収書（写し）
- （8） 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳（写し）及び事業所別雇用保険被保険者台帳（写し）
- （9） 正規常用雇用者の雇用契約書（写し）
- （10） 新規卒業者等又はUIターン者であることがわかるもの
- （11） 役員の新潟県外から市内への住民票異動がわかるもの
- （12） 市税の納税証明書
- （13） 最新の決算書（写し）
- （14） その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により市長に提出する期限は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業開始後1年を経過した指定企業にあっては、事業開始後1年を経過した日から1か月以内（前項第1号から第7号に掲げる書類は、省略することができない。）
- （2） 事業開始後2年を経過した指定企業にあっては、事業開始後2年を経過した日から1か月以内
- （3） 事業開始後3年を経過した指定企業にあっては、事業開始後3年を経過した日から1か月以内
- （4） 事業開始後4年を経過した指定企業にあっては、事業開始後4年を経過した日から1か月以内
- （5） 事業開始後5年を経過した指定企業にあっては、事業開始後5年を経過した日から1か月以内

- 3 第3条第1項に規定するオフィス型を選択した指定企業が補助金の交付を受けようとするときは、次項に掲げる期限までに補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 本社機能施設概要説明書

- (2) 本社機能施設の配置図及び平面図
- (3) 賃貸借契約書（写し）
- (4) 事業所賃借料の請求書（写し）及び領収書（写し）
- (5) 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳（写し）及び事業所別雇用保険被保険者台帳（写し）
- (6) 正規常用雇用者の雇用契約書（写し）
- (7) 新規卒業者等又はU I ターン者であることがわかるもの
- (8) 役員の新潟県外から市内への住民票異動がわかるもの
- (9) 設備購入費及び移転運搬費の請求書及び領収書
- (10) 市税の納税証明書
- (11) 最新の決算書（写し）
- (12) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定により市長に提出する期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業開始後1年を経過した指定企業にあっては、事業開始後1年を経過した日から1か月以内
- (2) 事業開始後2年を経過した指定企業にあっては、事業開始後2年を経過した日から1か月以内
- (3) 事業開始後3年を経過した指定企業にあっては、事業開始後3年を経過した日から1か月以内
- (4) 事業開始後4年を経過した指定企業にあっては、事業開始後4年を経過した日から1か月以内
- (5) 事業開始後5年を経過した指定企業にあっては、事業開始後5年を経過した日から1か月以内

5 市長は、特に提出の必要がないと認めるときは、同条第1項及び第3項各項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、指定本社機能施設が事業を開始し、前条により提出された書類について審査の結果補助要件等に合致した場合は、補助金を交付するものとする。

（報告又は調査）

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、指定企業に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

2 市長は、補助金交付の効果測定のために、補助金の交付の指定を受けた者に対し、補助金を交付した年度の決算書の提出を求めることができる。

（地位の承継）

第12条 指定企業及び補助金の交付を受けた企業としての地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 前項の規定により承継を受けようとする企業は、指定事業承継承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出して承認を受けなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第5条により指定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の申請をする企業から適用し、同日前に当該交付決定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の申請をする企業から適用し、同日前に当該交付決定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の申請をする企業から適用し、同日前に当該交付決定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表第 1（設備投資型）（第 3 条関係）

補助対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額
指定本社機能施設に係る投下固定資産額	(1) 本社機能施設を移転又は拡充すること。 (2) 土地を取得する場合に限り、本社機能施設の建築面積が土地取得面積の 20 パーセント以上であること。 (3) 投下固定資産額が 5 千万円以上であること。 (4) 指定の日から 3 年以内に事業を開始すること。 (5) 移転の場合 新規常用雇用者の数が 5 人以上であること。 (6) 拡充の場合 新規常用雇用者の数が 15 人以上であること。	(1) 移転 補助対象経費の 20 パーセント以内の額とし、5 億円を限度とする。 (2) 拡充 補助対象経費の 10 パーセント以内の額とし、3 億円を限度とする。
雇用の拡大に要する経費	(1) 本社機能施設を移転又は拡充すること。 (2) 土地を取得する場合に限り、本社機能施設の建築面積が土地取得面積の 20 パーセント以上であること。 (3) 投下固定資産額が 5 千万円以上であること。 (4) 指定の日から 3 年以内に事業を開始すること。 (5) 移転の場合 新規常用雇用者の数が 5 人以上であること。 (6) 拡充の場合 新規常用雇用者の数が 15 人以上であること。 (7) 新規常用雇用者を雇用の日から 1 年以上継続して雇用すること。	(1) 新規常用雇用者 1 人につき 1 回限り 25 万円、役員 1 人につき 1 回限り 100 万円とし、年度ごと 5 千万円を限度とする（正規常用雇用者の場合は、25 万円を 100 万円とし、新規卒業者等又は U I ターン者を正規常用雇用者として採用した場合は 25 万円を 150 万円とする。）ただし、新規常用雇用者として補助を受けたもので、次号に定める期間中に正規常用雇用者になったものは、更に 75 万円の交付を受けることができるものとする。 (2) 補助対象期間は、事業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 5 年間とする。

	(8) 役員にあたっては、本社機能施設の指定を受けた日から起算して3月前から事業開始後5年以内に、住民票を新潟県外から市内に異動し、かつ異動後1年以上経過していること。	(3) 2年目以降においては、前年度に交付した新規常用雇用者から増加分のみを対象とする。 (4) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。
--	---	---

別表第2（オフィス型）（第3条関係）

補助対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額
指定本社機能施設に係る事業所の賃借に要する経費（他の公的支援制度を適用する前の申請者が本来負担すべき経費。ただし、消費税額及び敷金、礼金を除く。）	(1) 市外に本店を設置する企業が市内特定地域内に本店を賃借等により移転すること。 (2) 本店として登記し、対外的に公表すること。 (3) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始すること。 (4) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が5人以上であること。 (5) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が15人以上であること。	(1) 補助対象経費の3/4以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、年度ごと5千万円を限度とする。（ただし、他の公的支援制度を優先的に適用することとし、なおも企業が負担する経費が発生している場合は、企業が負担する経費の額を限度とする。） (2) 補助対象期間は、事業開始後1年を経過した日の属する年度から5年間交付する。 (3) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。
雇用の拡大に要する経費	(1) 市外に本店を設置する企業が市内特定地域内に本店を賃借等により移転すること。 (2) 本店として登記し、対外的に公表すること。 (3) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始すること。 (4) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が5人以上であること。 (5) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が15人以上	(1) 新規常用雇用者1人につき1回限り25万円、役員1人につき1回限り100万円とし、年度ごと5千万円を限度とする（正規常用雇用者の場合は、25万円を100万円とし、新規卒業者等又はUIターン者を正規常用雇用者として採用した場合は25万円を150万円とする。）ただし、新規常用雇用者として補助を受けたもので、次号に定める期間中に正規常用雇用

	であること。 (6) 新規常用雇用者を雇用の日から1年以上継続して雇用すること。 (7) 役員にあたっては、本社機能施設の指定を受けた日から起算して3月前から事業開始後5年以内に、住民票を新潟県外から市内に異動し、かつ異動後1年以上経過していること。	者になったものは、更に75万円の交付を受けることができるものとする。 (2) 補助対象期間は、事業開始後1年を経過した日の属する年度から5年間とする。 (3) 2年目以降においては、前年度に交付した新規常用雇用者から増加分のみを対象とする。 (4) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。
指定本社機能施設に係る設備購入及び移転運搬に要する経費（他の公的支援制度を適用後の申請者が負担すべき経費。ただし、消費税額を除く。）	(1) 市外に本店を設置する企業が市内特定地域内に本店を賃借等により移転すること。 (2) 本店として登記し、対外的に公表すること。 (3) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始すること。 (4) 事業開始の前日までに納品または運搬が完了していること。 (5) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が5人以上であること。 (6) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が15人以上であること。	(1) 補助対象経費の1／2以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、1千万円を限度とする。 (2) 左記交付要件に基づき、事業開始後1年を経過した日の属する年度に1回限り交付するものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）

新 潟 市 長

住 所

申請者 名 称

代表者名

補助金交付指定申請書

新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付指定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付
要綱第 4 条の規定による指定申請について、同要綱第 5 条の規定により下記のとおり指定しま
したので、同要綱第 6 条の規定により通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 事 項	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指 定 内 容 変 更 届

指定対象事業の内容等を変更したいので、新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱
第7条の規定により次のとおり届出します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指定対象事業（休止・廃止）届

指定対象事業を（休止・廃止）したので、新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱
第7条の規定により次のとおり届出します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 の 理 由	
今 後 の 見 通 し	

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）

新 潟 市 長

住 所

申請者 名 称

代表者名

事 業 開 始 届

指定対象施設の事業を開始したので、新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）

新 潟 市 長

住 所

申請者 名 称

代表者名

事 業 （ 休 止 ・ 廃 止 ） 届

指定対象施設の事業を（休止・廃止）したので、新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 の 理 由	
今 後 の 見 通 し	

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

（担当 ）

指 定 取 消 等 通 知 書

新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記の処分をした
ので通知します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
交 付 停 止 年 月 日	
処 分 該 当 条 項	
処 分 事 項	

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所

申請書 名 称

代表者名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
交付申請 補助金	補 助 金 の 名 称	交 付 申 請 額
	設備投資補助金 又は 事業所賃借補助金	
	雇用促進補助金	
	設備購入費、移転 運搬費補助金	

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所

申請書 名 称

代表者名

指定事業承継承認申請書

新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づく補助金の交付を受けた企業としての地位を承継したいので、同要綱第 1 2 条の規定により申請します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
承 継 を 行 う 年 月 日	年 月 日
承 継 理 由	